（地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条に基づく地方公共団体実行計画）

第１次妹背牛町地球温暖化対策実行計画
[事務事業編]

令和４年度～令和８年度

令和４年３月

北海道妹背牛町

目　次

第１章　基本的事項
１．計画目的　1
２．基準年度・計画期間・目標年度　1
３．対象範囲　1
４．対象とする温室効果ガス　2

第２章　二酸化炭素の排出状況及び削減目標
１．基準年度の二酸化炭素排出量　2
２．要因別の排出状況　2
３．削減目標　3

第３章　具体的な取組
１．施設整備の改善等　3
２．物品購入等　4
３．その他の取組　4

第４章　推進・点検体制及び進捗状況の公表
１．推進体制　5
２．点検体制　5
３．進捗状況の公表　5

第１章　基本的事項

１．計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第２１条に基づき都道府県及び市町村の策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。

妹背牛町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

２．基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和２年度とし、計画期間を令和４年度～令和８年度までの５年間とする。

目標年度については、令和８年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

３．対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

（対象施設一覧）

施　設　名	施　設　名
妹背牛町役場	妹背牛町郷土館
妹背牛町老人福祉センター	妹背牛町民会館
妹背牛町保健センター	妹背牛町総合体育館
妹背牛保育所	妹背牛町農業者トレーニングセンター
妹背牛町立妹背牛中学校	妹背牛町車両センター
妹背牛町立妹背牛小学校	妹背牛町農業集落排水施設
深川消防署妹背牛支署	

４．対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、７種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第２章　二酸化炭素の排出状況及び削減目標

１．基準年度の二酸化炭素排出量

妹背牛町の事務･事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は 1,260,771Kg - CO_2 である。

区　　分	排出量（Kg - CO_2）
二酸化炭素（CO_2）	1,260,771Kg - CO_2

２．要因別の排出状況

基準年度である令和２年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると供給電力使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の 42.3%を占め、次いで灯油の使用が 27.5%、重油の使用が 26.2%で全体の 96.0%を占めている。

項　目　別	単位	年間使用量	年間排出量(kg－CO2)	率
電　　気	ｋｗｈ	978,060.00	533,489.96	42.3%
灯　　油	L	139,383.40	346,992.65	27.5%
A　重　油	L	122,000.00	330,574.86	26.2%
軽　　油	L	12,550.70	32,443.10	2.6%
ガ ソ リ ン	Kg	7,326.44	17,009.50	1.3%
液化石油ガス（LPG）	L	87.10	261.20	0.1%
温室効果ガス（二酸化炭素）排出量合計			1,260,771.27	100.0%

※二酸化炭素の総排出量は、対象施設におけるエネルギー消費量などの活動量から「温暖化対策推進法施行令」による排出係数をもとに算定しています。

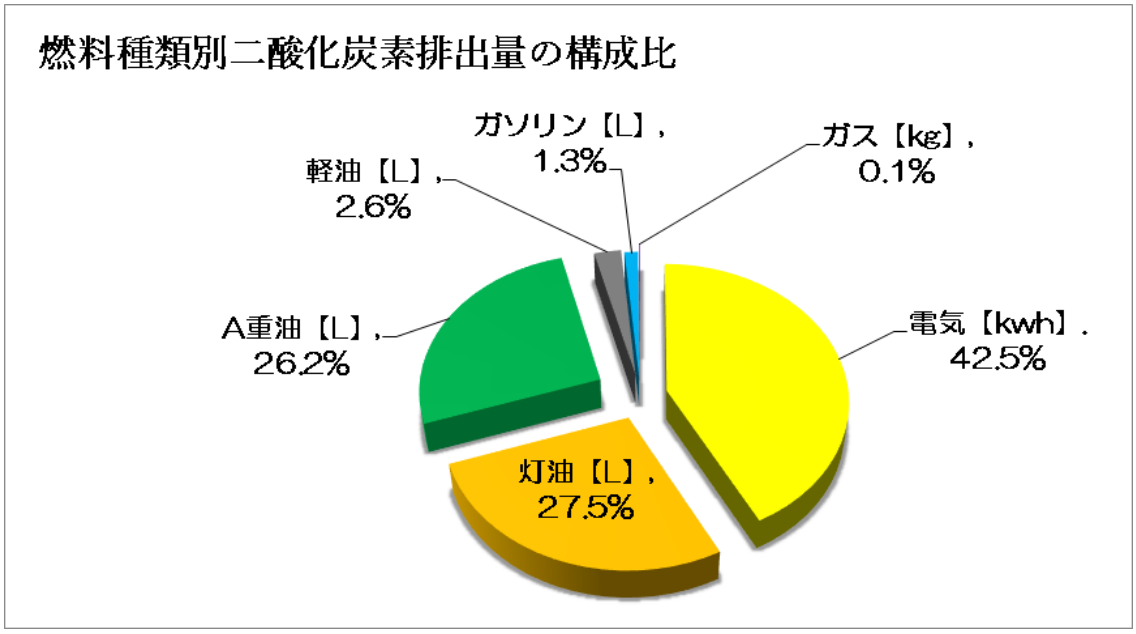

３．削減目標

令和２年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和８年度の二酸化炭素排出量を５％削減することを目指す。

区　　分	基準年度排出量 令和２年度	削　減　目　標	目標年度排出量 令和８年度
二酸化炭素（CO_2）	1,260,771Kg - CO_2	５％	1,197,732Kg - CO_2

第３章　具体的な取組

１．施設整備の改善等

・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。

・耐熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。

・高効率照明への買い換えを順次行う。

・公用車の更新時に、小型車やハイブリッドカー、電気自動車の導入を図る。

・公共施設の緑化を推進する。

・太陽光パネル、蓄電池等の導入を推進する。

２．物品購入等

・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。

・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。

・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品の購入に努める。

３．その他の取組

①電気使用量の削減

・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。

・昼休みの消灯や時間外の不必要個所の消灯を行う。

・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。

・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。

・OA 機器等の電源をこまめに切るよう努める。

②燃料使用量の削減

・急発進、急加速をしない。

・車両を適正に整備・管理し、廃棄ガスの削減に努める。

・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

③ゴミの減量、リサイクル

・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。

・廃棄物の分別排出の徹底に努める。

・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。

・リサイクル用紙の購入に努める。

⑤水道

・日常的に節水を心がける。

・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

・職員向けに環境保全研修等を行う。

・ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。

・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。

・クールビズ・ウォームビズを推進する。

・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第４章　推進・点検体制及び進捗状況の公表

１・推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

（１）推進本部

町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長とし、その他、課長職等の構成員をもって組織する。

計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

（２）推進担当者

各課及び各出先機関に１名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

（３）事務局

事務局を住民課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し総合的な進行管理を行う。

２・点検体制

「事務局」は「推進担当者」を通し、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年１回の点検評価を行う。

３・進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年１回、町のホームページや広報誌等により公表する。

【組織図】

推　進　本　部		⟺	推進担当者	⟺	事　務　局
本部長	町　長		総務課		住民課住民課Ｇ主幹
副本部長	副町長		企画振興課		住民課住民課Ｇ主査
副本部長	教育長		建　設　課		企画振興課企画振興Ｇ主幹
構成員	総務課長		農　政　課		企画振興課企画振興Ｇ主査
構成員	農政課長		健康福祉課		
構成員	建設課長		議会事務局		
構成員	教育課長		教育委員会事務局		
構成員	健康福祉課長		農業委員会事務局		
構成員	健康福祉課参事		消防妹背牛支署		
構成員	議会事務局長		住　民　課		
構成員	農業委員会事務局長				
構成員	消防支署長				
構成員	住民課長（兼事務局長）				
構成員	企画振興課長（兼事務局次長）				